

[20] [21]. 電子たばこから発生するエアロゾルは決して単なる「水蒸気」では無い。

さらにニコチン入り電子たばこが使用されている海外を中心に不適切な使用からニコチン溶液の誤飲や皮膚からの吸収といったインシデントの急増が報告されてきている[22]. 電子たばこの充填液には各種のフレーバーが添加され幼児も好む香付けがされているが、ニコチン濃度 20mg/ml の充填液が販売されているが、幼児が誤飲した場合には 1ml で致死量になりうる。実際に大人の自殺企図も含め中毒事例の報告が増えており、充填液による事故を防ぐために安全キャップの導入を徹底するなど、今後も引き続き対策が必須である。

C-3-4 電子たばこの使用実態と公衆衛生上の懸念

国内における使用実態に関し、2015年1月～2月に日本の一般住民を対象として電子たばこに関するインターネット調査によると、15-69歳の男女において約半数(48%)は電子たばこを知っており、6.6%少なくとも4.8%は電子たばこを使用した経験があった。さらに常習使用率は約1.3%であった。特に若年層において現在使用が多く認められている[19; 23]. 現在のところ公衆衛生的観点から、国民全体の健康への悪影響は低いと考えられるが、感受性の高い集団や使用頻度の高い集団などへのより深刻な影響は否定できない。

海外においては国内より普及が進み近年急速に対応が検討されているところである。WHOでは Technical Report Series, No. 955「たばこ製品の規制に関する科学的な基礎についての報告書」[12]において、電子たばこの規制に関し、大半の国では医薬品およびたばこ両面の規制の網から抜け落ちており、これら製品の安全性、ならびに安全性と有効性に関する主張の裏付けデータを評価することは喫緊の課題であると述べている。さらに前述のように FCTC COP6 においても、電子たばこ規制が一つのトピックスとして議論された[18].

新しく販売が広がった電子たばこに関しては各国でも規制が十分でない状況にあり、1) 消費者製品(日用品)、2) 医薬品・医療機器、3) たばこ製品または関連品、4) 新たな規制、5) 禁止、の枠の中で規制の検討が進められているところである。

C-4 ネオシーダー

ネオシーダー(図1)は、紙巻きたばこと同様の外観を呈し、薬用吸煙剤の名称で喫煙者の鎮咳・去痰を目的とした一般用医薬品(第2類医薬品)として50年以上前から薬局で販売されている。インターネットを通じての販売や購入も可能である。ネオシーダーの使用法は、紙巻きたばこ同様に本剤先端部に火をつけて、フィルター部から煙を吸い込むことで化学成分(塩化アンモニウム、安息香酸等)を吸煙する。ネオシーダーにニコチンが含まれているとの報告があり[24]、加えてアセトアルデヒドをはじめとするカルボニル化合物などガス上有害化学物質の発生量は通常の紙巻きたばこより多かった。この原因は、1本あたりの葉の充填量が紙巻きたばこより多いことに起因すると思われる[25] [26]。さらに発がん性物質であるベンゼンやフランを含む揮発性有機化合物の発生も認められた[25]。またニコチンだけでなくたばこ特異的ニトロソアミン[26]の含有も確認されている。このように薬用吸煙剤ネオシーダーは、ニコチンおよび発がん性物質を含む各種有害化学物質を発生し、たばこと変わらない性状を有し、たばこと同様の健康への影響も懸念されている。しかし2010年10月のたばこ税の改正後は、紙巻きたばこより100円以上安価となったことから、たばこの代替品として利用される可能性も高く、販売目的が曖昧なまま長期間にわたって販売継続されている。増税を含めたたばこ対策が引き起こす新たな課題として、継続した使用実態のモニタリングを注視する必要がある。

D. 新規たばこおよび関連製品の課題

スヌースや電気加熱式非燃焼たばこなどの新しいたばこ製品に含まれるたばこ特異的ニトロソアミンをはじめとした有害化学物質量は、紙巻きたばこよりも低レベルである。

しかし最近のアメリカにおける青少年を対象とした調査[27]において、スヌースなどの新しい無煙たばこ製品の使用者のほとんどは同時に燃焼性たばこ製品も吸っていることが改めて確認されている。また無煙たばこの使用は、すべてのたばこ製品が有害であるということに対する認識の低さ、および社会的なたばこを支持する環境が影響していることが示されている。このことは、すべてのたばこ製品が有害であるという認識を周知させ、無煙たばこなど新規のたばこ製品だけでなくすべてのたばこ製品の使用についての若者の認識を変える必要があるとしている。

電子たばこを含めこれらの新しい製品の市場参入は比較的最近のため、がんのような長期的な影響についてはまだ関連性は示されない。一方WHO FCTC COP6の議論に際しては、53名の研究者が連名で、前述のスヌースなどの無煙たばこや電子たばこは公衆衛生課題としてのたばこによる害をトータルで速く減少させるものであり、「Harm reduction, ハームリダクション・(使用者本人および社会への)有害性の低減」の議論を軽視し規制強化を進める姿勢に対して異議を呈している[28]。さらに最近、英国Royal College of Physiciansよりハームリダクションの議論を交えた報告書が出されたところである[29]。

これら新規製品の販売による喫煙者の選択の多様性拡大の影響が懸念されるところである。これらの課題においては、1) 有害性および健康リスク、2) 禁煙効果に対する評価、3) 従来たばこの併用による二重使用(デュアル・ユース)、4) 未成年者を中心とした非喫煙者を紙巻きたばこ使用に誘導するゲートウェイ、5) ハームリダクションの可能性、などの課題を含めてたばこ規制の枠組とあわせて検討していく必要がある。

参考文献

1. Hammond D., Collishaw N. E., Callard C. Secret science: tobacco industry research on smoking behaviour and cigarette toxicity, *Lancet*, 2006. 367: 781-7.
2. 日本学術会議. 2005. 'ガムたばこの蔓延阻止に向けて一禁煙から脱たばこへ', Accessed 2016/01/30. <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1031-4.pdf>.
3. National Cancer Institute and Centers for Disease Control and Prevention. 2014. "Smokeless Tobacco and Public Health: A Global Perspective." In, NIH Publication No. 14-7983.
4. THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION. DIRECTIVE 2001/37/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 5 June 2001 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning the manufacture, presentation and sale of tobacco products, *Official Journal of the European Communities*, 2001. 26-34.
5. 樺田 尚樹, 稲葉 洋平, 内山 茂久. 無煙タバコ・スヌースに含まれる有害化学物質の定量と健康影響評価に関する研究(厚生労働科学研究費補助金・厚生労働科学特別研究事業 報告書). 2014. pp52.
6. 稲葉 洋平, 宇津木 里香, 大久保 忠利, 内山 茂久, 太田 敏博, 樺田 尚樹. 国産喫ぎたばこ製品中のニコチン, たばこ特異的ニトロソアミン及び添加物の分析, *日本衛生学雑誌*, 2016. 71: 76-83.
7. 日本学術会議. 2013. '無煙タバコ製品(スヌースを含む)による健康被害を阻止するための緊急提言', Accessed 2016/01/30. <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t177-1.pdf>.
8. 埴岡 隆, 青山 旬, 稲葉 大輔, 小川 祐司, 小島 美樹, 川口 陽子, 小林 清吾, 千葉 逸朗, 平田 幸夫, 岡崎 好秀, 日野出 大輔, 三宅 達郎, 花田 信弘, 尾崎 哲則, 日本口腔衛生学会禁煙推進委員会. 口腔で使用される無煙タバコの健康被害とタバコ対策への影響, *口腔衛生学会雑誌*, 2014. 64: 420-24.
9. 厚生労働省. 2013. '無煙たばこ・スヌースの健康影響について', Accessed 2016/1/30. <http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/muen/>.
10. Anderson R. A., Kasperbauer M. J., Burton H. R., Hamilton J. L., Yoder E. E. Changes in chemical composition of homogenized leaf-cured and air-cured burley tobacco stored in controlled environments, *Journal of agricultural and food chemistry*, 1982. 30: 663-68.
11. Burton H. R., Childs G. H., Anderson R. A., Fleming P. D. Changes in composition of burley tobacco during senescence and curing. 3. tobacco-specific nitrosamines, *Journal of agricultural and food chemistry*, 1989. 37: 426-30.
12. WHO Study Group on Tobacco Product Regulation. No. 955 Report on the Scientific Basis of Tobacco Product Regulation 2010.
13. Schaller Katrin, Nair Urmila, Kahnert Sarah, Poetschke-Langer Martina. 科学的見地から 政策のために ドイツがん研究センター、ハイデルベルグ 有害なタバコ製品スヌース 無煙タバコ

- は非常に有害なタバコ製品である, 日本禁煙学会雑誌, 2011. 6: 57-61.
14. Rickert W. S., Joza P. J., Sharifi M., Wu J., Lauterbach J. H. Reductions in the tobacco specific nitrosamine (TSNA) content of tobaccos taken from commercial Canadian cigarettes and corresponding reductions in TSNA deliveries in mainstream smoke from such cigarettes, **Regul Toxicol Pharmacol**, 2008. 51: 306-10.
 15. 日本たばこ産業株式会社, 横井 道徳, 古越 雅之. 2013. '口腔タバコ材料の製造方法および口腔タバコ材料.' in WO 2013125586 A1
 16. 厚生労働省. 2013. '第3回たばこの健康影響評価専門委員会', Accessed 2016/1/30. <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000025498.html>.
 17. U.S. Department of Health and Human Services. The Health Consequences of Smoking: 50 Years of Progress. A Report of the Surgeon General. (U.S. Department of Health and Human Services, Centers for Disease Control and Prevention, National Center for Chronic Disease Prevention and Health Promotion, Office on Smoking and Health.: Atlanta, GA). 2014. 944.
 18. WHO. 2014. 'Electronic nicotine delivery systems, FCTC/COP/6/10 Rev.1.', Accessed 2016/1/30. <http://apps.who.int/gb/fctc/PDF/cop6/FCTC COP6 10Rev1-en.pdf>.
 19. 櫻田 尚樹, 内山 茂久, 稲葉 洋平, 戸次 加奈江, 緒方 裕光, 田淵 貴大, 木村 和子. 電子たばこにおける成分分析の手法の開発に関する研究 (厚生労働科学研究委託費・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業 報告書). 2015. pp199.
 20. Bekki K., Uchiyama S., Ohta K., Inaba Y., Nakagome H., Kunugita N. Carbonyl compounds generated from electronic cigarettes, **Int J Environ Res Public Health**, 2014. 11: 11192-200.
 21. Jensen R. P., Luo W., Pankow J. F., Strongin R. M., Peyton D. H. Hidden formaldehyde in e-cigarette aerosols, **N Engl J Med**, 2015. 372: 392-4.
 22. Minnesota Department of Health Tobacco Prevention and Control. 2015. 'Health Advisory: Nicotine Risks for Children and Adolescents', Accessed 2016/01/31. http://www.health.state.mn.us/divs/hpcd/tpc/topics/nicotine_docs/2015nic_advisory.pdf.
 23. Tabuchi T., Kiyohara K., Hoshino T., Bekki K., Inaba Y., Kunugita N. Awareness and use of electronic cigarettes and heat-not-burn tobacco products in Japan, **Addiction**, 2016. 111: 706-13.
 24. 田中 英夫, 野上 浩志, 中川 秀和, 蓮尾 聖子. ネオシーダーのニコチン含有状況から見た医薬品としての妥当性の検討, 日本公衆衛生雑誌, 2002. 49: 929-33.
 25. 伊豆 里奈, 内山 茂久, 戸次 加奈江, 稲葉 洋平, 中込 秀樹, 櫻田 尚樹. 固体捕集管を用いた国産タバコ主流煙中の揮発性有機化合物、カルボニル化合物の同時捕集と GC/MS、HPLC 分析, 分析化学, 2014. 63: 885-93.
 26. 稲葉 洋平, 大久保 忠利, 杉田 和俊, 内山 茂久, 緒方 裕光, 櫻田 尚樹. 薬用吸煙剤ネオシーダーの葉中及び主流煙中の有害化学成分と変異原活性の測定, 日本衛生学雑誌, 2014. 69: 31-38.
 27. Agaku I. T., Ayo-Yusuf O. A., Vardavas C. I., Alpert H. R., Connolly G. N. Use of conventional and novel smokeless tobacco products among US adolescents, **Pediatrics**, 2013. 132: e578-86.
 28. Specialists in nicotine science and public health policy. 2014. 'Reducing the toll of death and disease from tobacco: tobacco harm reduction and the Framework Convention on Tobacco Control (FCTC).', Accessed 2016/1/30. <https://nicotinepolicy.net/documents/letters/MargaretChan.pdf>.
 29. Royal College of Physicians. Nicotine without smoke: Tobacco harm reduction. (RCP: London). 2016.
- E. 健康危険情報
なし
- F. 研究発表 (平成 27 年度)
1. 論文発表 (関連論文を含む)
 - (1) Tabuchi T, Kiyohara K, Hoshino T, Bekki K, Inaba Y, Kunugita N. Awareness and use of electronic cigarettes and heat-not-burn tobacco products in Japan. *Addiction*. 2016;

111(4): 706-713.

- (2) Uchiyama S, Hayashida H, Izu R, Inaba Y, Nakagome H, Kunugita N. Determination of nicotine, tar, volatile organic compounds and carbonyls in mainstream cigarette smoke using a glass filter and a sorbent cartridge followed by the two-phase/one-pot elution method with carbon disulfide and methanol. *J Chromatogr A*. 2015, 1426:48-55.
- (3) 大久保忠利, 稲葉洋平, 原泰子, 内山茂久, 櫛田尚樹. 個人輸入たばこ及び同銘柄の国産たばこの主流煙中多環芳香族炭化水素及び変異原性及び葉中重金属の測定. *日本衛生学雑誌* 2016, 71(1):84-90.
- (4) 稲葉洋平, 宇津木里香, 大久保忠利, 内山茂久, 太田敏博, 櫛田尚樹. 国産嗅ぎたばこ製品中のニコチン, たばこ特異的ニトロソアミン及び添加物の分析. *日本衛生学雑誌* 2016, 71(1):76-83.

2. 総説・著書

- (1) 稲葉洋平, 内山茂久, 戸次加奈江, 櫛田尚樹. 「FCTC 第 9, 10 条 たばこ成分規制と情報開示」の実施—我が国もたばこ製品規制を実施する時期が来ている—*保健医療科学* 2015, 64:448-459.
- (2) 戸次加奈江, 稲葉洋平, 内山茂久, 櫛田尚樹. FCTC 第 11 条: たばこ製品の包装及びラベル上の警告表示に関する国際的動向 *保健医療科* 2015, 64:460-468.
- (3) 櫛田尚樹, 内山茂久, 戸次加奈江, 稲葉洋平. 無煙たばこ, 電子たばこ等新しいたばこおよび関連商品をめぐる課題 *保健医療科学* 2015, 64:501-510.

2. 学会発表

- (1) 櫛田尚樹, 稲葉洋平, 内山茂久, 緒方裕光, 戸次加奈江. 国内で販売される紙巻たばこ製品の通気率の分析. 第 25 回禁煙推進医師歯科医師連盟総会; 2016. 2. 27-28; 沖縄. 第 25 回禁煙推進医師歯科医師連盟総会抄録集 P-214.
- (2) 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山茂久, 櫛田尚樹. 紙巻たばこの葉中アンモニア量の調査. 第 25 回禁煙推進医師歯科医師連盟総会; 2016. 2. 27-28; 沖縄. 第 25 回

禁煙推進医師歯科医師連盟総会抄録集 P-215.

- (3) 櫛田尚樹, 内山茂久, 稲葉洋平, 戸次加奈江. 電子タバコ蒸気の有害化学成分と健康影響. 教育講演 I 「電子タバコの危険性」 第 9 回日本禁煙学会学術総会; 2015. 11. 21-22, 熊本.
- (4) 櫛田尚樹, 内山茂久, 稲葉洋平, 戸次加奈江. 電子タバコの成分分析と健康影響評価. シンポジウム 20 「わが国における電子たばこの規制のあり方について」 第 74 回日本公衆衛生学会総会; 2015. 11. 4-6. 長崎
- (5) 妹尾結衣, 内山茂久, 戸次加奈江, 稲葉洋平, 中込秀樹, 櫛田尚樹. 電子タバコから発生する化学物質の分析. 第 74 回日本公衆衛生学会総会; 2015. 11. 4-6.
- (6) 小林明莉, 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山茂久, 太田敏博, 櫛田尚樹. 無煙たばこから人口唾液へ移行する有害化学物質の分析と移行率. 第 74 回日本公衆衛生学会総会; 2015. 11. 4-6.
- (7) 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山茂久, 緒方裕光, 櫛田尚樹. 低タール低ニコチン表示量の紙巻たばこフィルターの通気率分析. 第 74 回日本公衆衛生学会総会; 2015. 11. 4-6.
- (8) 弘田駒乃, 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山茂久, 太田敏博, 櫛田尚樹. 国内販売される無煙たばこ製品に含まれる発がん関連物質の分析. 第 74 回日本公衆衛生学会総会; 2015. 11. 4-6.
- (9) 稲葉洋平, 戸次加奈江, 内山茂久, 緒方裕光, 櫛田尚樹. 電子たばこ充填液のニコチン及びたばこ特異的ニトロソアミンの分析. フォーラム 2015 衛生薬学・環境トキシコロジー; 2015. 9. 17-18; 神戸. フォーラム 2015 衛生薬学・環境トキシコロジー講演要旨集 p. 253.

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
脱たばこ社会の実現過程における社会経済影響に関する研究
：たばこ対策の加速化に向けてのエビデンス

Ⅱ. 研究分担者の報告書：たばこ規制をめぐる対策

研究分担者 田中 謙 (関西大学法学部)

研究要旨

たばこやたばこ問題の特徴を踏まえると、①他人に対する実害の防止、②非喫煙者と喫煙者の利害調整、③本人の判断能力の欠如に対する保護、④正確な情報提供の確保、⑤個人の自己決定能力の欠如に対する保護、⑥意志の弱さの克服の手助け、⑦最小限の社会的モラルの実現、⑧社会的負担の軽減といった理由で、たばこ規制（たばこに対する行政的規制）を強化する必要がある。

職場における「全面禁煙」を義務付けるべきである。具体的には、現行の労働安全衛生法 68 条の 2 を改正し、原則としてすべての事業所と工場における全面禁煙を「義務」づけるべきであろうし、職場において例外的に「喫煙室」の設置を認めるとしても、労働者の受動喫煙を防止することができるという「厳格な基準」を満たしたものに限定されるべきである。また、同法 68 条の 2 の「当該事業者及び事業場の実情に応じ」という文言も削除すべきであろう。

一般のレストランや飲食店においても「全面禁煙」を義務付けるべきである。具体的には、飲食店における「全面禁煙」の義務付け、屋内の施設すべてを禁煙とすべきである。例外的に飲食店において「喫煙室」の設置を認めるとしても、利用者（消費者）と労働者の受動喫煙を防止することができるという「厳格な基準」を満たしたものに限定されるべきである。また、条例ではなく「法律」による「受動喫煙防止措置」を義務付けるべきであろう。

路上喫煙規制についても、路上は「公共の場所」ととらえて「原則禁煙」の仕組みにすべきである。また、実効性を確保するという視点に立てば、「路上禁煙地区」で喫煙している者に対しては、条例等で「過料徴収」を明記するとともに、実効性を確保する組織体制も整備すべきである。さらに、条例ではなく、法律で対応すべきである。

喫煙者はたばこに伴う種々の社会的費用を発生させているため、喫煙者に対して、非喫煙者よりも経済的に重い負担を負わせることは、社会的公平の原理にかなっていない。具体的には、火災保険料、生命保険料、自動車保険料、家賃、ホテルの料金などの経済的手法を導入すべきである。

原則として、喫煙の有無による「採用拒否」は違法ではないと考えられる。本人の適性や能力に関係のない事柄で社会的差別を招く事項や、基本的人権として尊重すべき権利については、「採用の自由」が規制される方向にあるといえるが、星野リゾートのケースでは、喫煙者を不採用にする目的を明らかにしているが、特に不当な目的だとも思われぬし、採用拒否の態様なども社会的に許される限度を超えているとはいえないであろう。

A. 目的

本研究は、1) たばこ規制の必要性、2) 職場における「全面禁煙」義務付け、3) 飲食店における「全面禁煙」の義務付け、4) 「法律」に基づく路上喫煙規制、5) 喫煙者に対する経済的ディスインセンティブ手法の活用、6) たばこを吸う人の雇用拒否の可能性、といった問題について、法的な側面から今後の法制的課題を提示することを目的としている。

B. 方法

現在、タバコに対して何らかの規制をしている法律としては、「未成年者喫煙禁止法」（1900年策定）、「たばこ事業法」（1984年）（もともと、同法は、規制というよりはタバコを推進している面が強い悪の元凶である）、「たばこ税法」（1984年）、「労働安全衛生法」（1992年、2014年改正）などがあげられ、最近では、「健康増進法」（2002年）も策定されたほか、世界レベルの「タバコ規制枠組み条約（WHO Framework Convention on Tobacco Control：以下、「FCTC」という）」（2003年採択、2005年効力発生）も採択された。また、現在、多くの地方公共団体で、いわゆる「路上喫煙禁止条例」（2002年以降、各地で策定）が策定されるようになったほか、神奈川県や兵庫県では、「受動喫煙防止条例」（2009年、2012年）が策定されている。

以上の条約、法律、条例に基づく各種のタバコ規制を踏まえつつ、1) たばこ規制の必要性、2) 職場における「全面禁煙」義務付け、3) 飲食店における「全面禁煙」の義務付け、4) 「法律」に基づく路上喫煙規制、5) 喫煙者に対する経済的ディスインセンティブ手法の活用、6) たばこを吸う人の雇用拒否の可能性、といった問題ごとに、今後の法制的課題について論ずることとしたい。

C. 結果

たばこやたばこ問題の特徴を踏まえると、①他人に対する実害の防止、②非喫煙者と喫煙者の利害調整、③本人の判断能力の欠如に対する保護、④正確な情報提供の確保、⑤個人の自己決定能力の欠如に対する保護、⑥意志の弱さの克服の手助け、⑦最小限の社会的モラルの実現、⑧社会的負担の軽減といった理由で、たばこ規制（たばこに対する行政的規制）を強化する必要がある。

職場における「全面禁煙」を義務付けるべきである。具体的には、現行の労働安全衛生法 68条の2を改正し、原則としてすべての事業所と工場における全面禁煙を「義務」づけるべきであろうし、職場において例外的に「喫煙室」の設置を認めるとしても、労働者の受動喫煙を防止することができるという「厳格な基準」を満たしたものに限定されるべきである。

一般のレストランや飲食店においても「全面禁煙」を義務付けるべきである。具体的には、飲食店における「全面禁煙」の義務付け、屋内の施設すべてを禁煙とすべきである。例外的に飲食店において「喫煙室」の設置を認めるとしても、利用者（消費者）と労働者の受動喫煙を防止することができるという「厳格な基準」を満たしたものに限定されるべきである。

路上喫煙規制についても、路上は「公共の場所」ととらえて「原則禁煙」の仕組みにすべきである。また、実効性を確保するという視点に立てば、「路上禁煙地区」で喫煙している者に対しては、条例等で「過料徴収」を明記するとともに、実効性を確保する組織体制も整備すべきである。さらに、条例ではなく、法律で対応すべきである。

喫煙者はたばこに伴う種々の社会的費用を発生させているため、喫煙者に対して、非喫煙者よりも経済的に重い負担を負わせることは、社会的公平の原理にかなっていない。具体的には、

火災保険料、生命保険料、自動車保険料、家賃、ホテルの料金などの経済的手法を導入すべきである。

原則として、喫煙の有無による「採用拒否」は違法ではないと考えられる。本人の適性や能力に関係のない事柄で社会的差別を招く事項や、基本的人権として尊重すべき権利については、「採用の自由」が規制される方向にあるといえるが、星野リゾートのケースでは、喫煙者を不採用にする目的を明らかにしているが、特に不当な目的だとも思われないうし、採用拒否の態様なども社会的に許される限度を超えているとはいいがたいであろう。

D. 考察

以上の条約、法律、条例に基づく各種のタバコ規制を踏まえつつ、1) たばこ規制の必要性、2) 職場における「全面禁煙」義務付け、3) 飲食店における「全面禁煙」の義務付け、4) 「法律」に基づく路上喫煙規制、5) 喫煙者に対する経済的ディスインセンティブ手法の活用、6) たばこを吸う人の雇用拒否の可能性、といった問題ごとに、今後の法制的課題について論ずることとしたい。

I たばこ規制の必要性

1. 対策（結論）

たばこやたばこ問題の特徴を踏まえると、たばこ規制を強化する必要がある。

2. 規制の現状・背景（たばこの特徴とたばこ問題の特徴）

たばこ規制の現状・背景として、たばこの特徴とたばこ問題の特徴を確認しておくこととしたい。

①たばこの特徴

たばこの特徴として、1) たばこは「有害物質の缶詰」であり、2) 喫煙者本人に対して有害な影響を及ぼすという「能動喫煙の有害性」だけでなく、3) 喫煙者の周囲の者に対しても有害な影響を及ぼすという「受動喫煙の有害性」も指摘できるほか、4) たばこには、「ある程度継続して消費をすると、それを断つことが極度に難しくなる」という特異な性質（いわゆる「たばこ依存性」）があるほか、5) 喫煙による「社会的損失」は甚大である、といった特徴を指摘することができる。

②たばこ問題の特徴の確認

たばこ問題の特徴として、1) タバコ問題は、「迷惑かどうか」「気になるかどうか」「好きか嫌いか」といった「嗜好の問題」ではなく、「生命・健康問題」（ひいては、「生存権」に関わる問題）であるとともに、2) たばこ問題は、「マナー」で解決すべき問題ではなく、「法的なルール」で解決すべき問題である、という2つの重要な特徴を確認しておく必要がある。

3. たばこ規制の必要性（たばこ規制をなぜ強化する必要があるのか？）

たばこやたばこ問題の特徴を踏まえつつ、「たばこ規制（たばこに対する行政的規制）をなぜ強化する必要があるのか」について考察してみると、以下8つの理由が考えられる。

① 他人に対する実害の防止」（「喫煙の自由」の内在的制約）

喫煙者がタバコを吸うことで、周囲の者に対して「健康被害」という「実害」をもたらしているような場合には、その「実害」を防止するための行政的規制が正当化される。

②非喫煙者と喫煙者の利害調整

たばこによる紛争・被害を未然に防止するとともに、よりよい社会へと誘導するうえでも、行政的規制で対応する必要がある。

③本人の判断能力の欠如に対する保護

本人に正常な判断能力を期待できない場合には、その利益を保護するため本人の自由を制限する必要がある。

④正確な情報提供の確保

たばこについては、消費者に対して「正確な(真実の)情報」を提供するという視点から、たとえば、「たばこ製品に対する有害表示」の行政的規制を正当化することができる。

⑤個人の自己決定能力の欠如に対する保護

「喫煙者は、自己決定能力が欠如している」ととらえることができるのであれば、政府による行政的規制が正当化される。

⑥意志の弱さの克服の手助け

喫煙者個人が自制を働かせるだけでなく、行政的規制がその自制を促進するように行動したならば、禁煙(節煙)の効果は上がると考えられる。

⑦最小限の社会的モラルの実現

たしかに、道徳と法の規制領域の区分は難しい問題を含んでいるが、道徳で律することが適切な解決をもたらさない場合には、法で規制するほかない。タバコ問題については、「最小限の社会的モラルを実現」するための行政的規制が正当化できる。

⑧社会的負担の軽減

「社会全体の利益との比較衡量」をして行われる「タバコ税の値上げ」といった行政的規制

は正当化することができる。

II 職場における「全面禁煙」義務付け

1. 対策(結論)

現行の労働安全衛生法 68 条の 2 を改正し、すべての事業所と工場における全面禁煙を「義務」づけるべきであろうし、「当該事業者及び事業場の実情に応じ」という文言も削除すべきであろう。

2. 職場における喫煙規制の現状・背景(法システムの現状)

①駅、空港、飛行機、病院その他の公共の場所における禁煙化、分煙化が進む一方で、依然として「大きな問題」のまま残っているとされているのが「職場」である。

②労働安全衛生法 71 条の 2 は、「事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、……措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない」と規定しており、快適な職場環境の形成のための措置について、事業者の「努力義務」を課しているにとどまっている。

③2014 年 6 月 19 日に成立した改正労働安全衛生法の 68 条の 2 は、「受動喫煙の防止」という見出しで、「事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第 71 条第 1 項において同じ。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定めており、受動喫煙防止のため、事業者に対して「適切な措置」を講ずる「努力義務」を課すにとどまっている。

④2011 年の法案(最終的には、国会には提出されなかった)では、すべての事業所と工場に

「全面禁煙」あるいは「空間分煙」を義務づけるという「義務化」の方向であったが、2014年改正法では「事業者……の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする」と「努力義務」に修正された。

⑤労働安全衛生法 71 条の 3 が根拠条文となって、1992 年に「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」が策定され、同指針に基づいて、1996 年に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（「旧ガイドライン」）が策定されたものの、健康増進法の施行を受けて、2003 年に旧ガイドラインが見直され、新たに「新ガイドライン」が策定されたが、新ガイドラインは、「空間分煙」を中心に対策を講ずる場合を想定して、「設置に当たっては、可能な限り、喫煙室を設置することとし、喫煙室の設置が困難である場合には、喫煙コーナーを設置すること」とされており、場合によっては喫煙コーナーで足りている不適切なものであった。しかし、新ガイドラインは、2015 年 5 月 15 日によりやく廃止された。（「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」（平成 27 年 5 月 15 日付け基安発 0515 第 1 号））。

3. 今後の改善策

①労働安全衛生法 68 条の 2 の改正

現行の労働安全衛生法の 68 条の 2 は、受動喫煙防止のため事業者に対して「適切な措置」を講ずる「努力義務」を課すにとどまっているが、1)「職場における喫煙」は、非喫煙者が受動喫煙による影響を避ける手段が限られるとともに、受ける影響も大きいということ、2) 職場の禁煙化は、労働生産性や利潤を上げる可能性が高いこと、3) 職場の禁煙化は、喫煙率を下げるという効果も期待できること、4) たばこ規制枠組み条約が「屋内の職場における受動喫煙

防止」を掲げていること、5)「職場におけるたばこ問題」を当事者にその解決を委ねることは問題の解決を困難にすること、等を踏まえれば、できる限り早急に、事業者に対して「適切な措置」を講ずる「努力義務」を課しているにとどまっている現行の労働安全衛生法 68 条の 2 を改正し、すべての事業所と工場に、「全面禁煙」か、喫煙室以外での喫煙を禁止する「空間分煙」を義務づけるべきであろうし、「当該事業者及び事業場の実情に応じ」という文言も削除すべきであろう。

②「厳格な基準」を満たしている喫煙室のみを例外的に許容

「どのような喫煙室であれば受動喫煙を防止できるのか」（どのような喫煙室であれば例外的に設置を認めてもよいのか）についても検討する必要がある。この問題につき、「労働者の受動喫煙を防止する」という視点に立てば、職場において例外的に「喫煙室」の設置を認めるとしても、労働者の受動喫煙を防止することができるという「厳格な基準」を満たしたものに限定されるべきである。少なくとも指摘できることとして、1)「喫煙室」を設置する際には、1 つの扉で仕切るだけでは、出入りする際に喫煙室からタバコの煙が漏れてしまうため、少なくとも 2 つの扉（二重扉）を設けることとし、できればこの 2 つの扉の距離をできる限り離すこととし、2)「喫煙室」を設置できないような場合には、文字通り「屋内全面禁煙」とする、ことが必要であろう。

III 飲食店における「全面禁煙」の義務付け

1. 対策（結論）

健康増進法 25 条を改正し、「多数の者が利用する施設」の管理者に対して、受動喫煙防止施策を講ずることを「義務」づけるべきである。

2. 飲食店における喫煙規制の現状・背景（法システムの現状）

①2002年7月26日にようやく成立（2003年5月1日施行）した厚生労働省所管の健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）第25条は、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」として、「多数の者が利用する施設」の施設の管理者に対して、「受動喫煙防止施策」を講ずる「努力義務」を課すにとどまっている（「受動喫煙防止施策」を講ずる「義務」が課せられているわけではない）。

②健康増進法25条を受けて、厚生労働省は、2003年4月30日に、「受動喫煙防止対策について」（平成15年4月30日付け健発第0430003号厚生労働省健康局長通知）という通知を策定した。その後、2005年2月にタバコ規制枠組み条約が発効し、2007年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において、「タバコの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されたことを受けて、2009年3月に「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」が取りまとめられ、同検討会報告書を踏まえて、厚生労働省は、2010年2月25日に、新たに「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付け健発第0225第2号厚生労働省健康局長通知）という通知を出した。

③受動喫煙による被害を防止するために包括的な規制をする全国レベルの「法律」はいまだ策定されていないという状況であるが、神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から

県民を守るための新たなルールとして、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」

（平成21年条例第27号）が、2009年3月24日に策定され（2010年4月1日施行、一部の条項は2011年4月1日施行）、その後、兵庫県においても「受動喫煙防止条例」が制定された。

3. 今後の改善策

①飲食店における「全面禁煙」の義務付け

健康増進法25条を改正し、「多数の者が利用する施設」の管理者に対して、受動喫煙防止施策を講ずることを「義務」づけるべきである。その際、原則としては、「屋内の施設すべてを禁煙」とすることとし、例外的に「喫煙室」の設置を認めるとしても「厳格な基準」を満たしたものに限定されるべきである。

②飲食店における「屋内の施設すべてを禁煙」

飲食店においても、「利用者の受動喫煙防止」を重視することはもちろん、「労働者の受動喫煙防止」という視点も重視するのであれば、結局のところ、（非喫煙者や労働者に受動喫煙の被害をもたらさないような「喫煙室」の設置を例外的に認めるとしても）原則としては、「屋内の施設すべてを禁煙」とするしかないと考える。

③「厳格な基準」を満たしている喫煙室のみを例外的に許容

「どのような喫煙室であれば受動喫煙を防止できるのか」（どのような喫煙室であれば例外的に設置を認めてもよいのか）についても検討する必要がある。この問題につき、規制の目的は、あくまでも「受動喫煙の防止」であり、それも「利用者」（消費者）の受動喫煙を防止するだけでなく、「労働者」の受動喫煙を防止す

ることも求められる。このように、「利用者（消費者）と労働者の受動喫煙を防止する」という視点に立てば、一般のレストランや喫茶店といった飲食店において「喫煙室」の設置を認めるとしても、利用者（消費者）と労働者の受動喫煙を防止することができるという「厳格な基準」を満たしたものに限定されるべきである。少なくとも指摘できることとして、1)「労働者の受動喫煙も防止する」という視点に立てば、「喫煙席」と称して、喫煙しながら飲食できるスペースは設けるべきではなく、「喫煙室」はあくまでも喫煙するだけのスペースとし、2)「喫煙室」を設置する際には、1つの扉で仕切るだけでは、出入りする際に喫煙室からタバコの煙が漏れてしまうため、少なくとも2つの扉（二重扉）を設けることとし、できればこの2つの扉の距離をできる限り離すこととし、3)「喫煙室」を設置できないような場合には、文字通り「屋内全面禁煙」とする、ことが必要であろう。

④条例ではなく「法律」による「受動喫煙防止措置」の義務付け

一般の飲食店などは「多数の者が利用する屋内施設」であり、しかも、多くの未成年者も利用するものであることを踏まえれば、一般の飲食店についても、「公共の場所」ととらえることは可能であり、また、地域によって異なる「事情」なども存在しないはずである。しかるに、このことは、「条例」ではなく「法律」で対応すべき問題であることを示唆しているように思われる。屋内施設の全面禁煙を「法律で」規制するという場合に、「受動喫煙の防止」という観点から、1)健康増進法25条を改正して義務づけるというアプローチと、2)労働安全衛生法68条の2を改正して義務づけるというアプローチの2つのアプローチが考えられる。最終的には、両方のアプローチが必要であると考え、たばこ政策としては、

まず、2)労働安全衛生法68条の2を改正して義務づけるというアプローチを採用する方が現実的かつ効果的であるように感じているところである。「効果的」という意味であるが、労働安全衛生法68条の2を改正して、屋内施設を「全面禁煙」にすることが実現できれば、健康増進法25条を改正するよりも厳しい規制になる可能性が高いからである（たとえば、飲食店における規制を念頭において考えてみた場合に、健康増進法25条を改正して義務づけるだけでは、「喫煙席」と「禁煙席」とを分離して、「喫煙席」から「禁煙席」にたばこの煙が流れ出ないようにしさえすれば、健康増進法上は「適法」ということになりかねないが、それでは「労働者の受動喫煙の防止」にはならないからである）。もっとも、「労働者の受動喫煙も防止する」という視点に立てば、健康増進法上も、「喫煙席」と「禁煙席」とを分離するという方法では不十分ということになるわけであり、最終的には、「健康増進法25条の改正」及び「労働安全衛生法68条の2の改正」ともに必要であり、両方のアプローチから屋内施設を「全面禁煙」にすることを義務づけるべきであろう。

IV 「法律」に基づく路上喫煙規制

1. 対策（結論）

一般の道路は「公共の場所」ととらえるべきであり、条例ではなく「法律」で対応すべきである。

2. 路上喫煙規制の現状・背景（法システムの現状）

①路上喫煙規制については、比較法制度的にみると、日本はかなり先進的である。諸外国では、「屋内の禁煙」をまず実施する一方で、屋外については「野放し」という状況であるのに対して、日本では、屋内の喫煙規制は甘い一方、条例レベルとはいえ、屋外の路上における規制

を実施している。

②路上喫煙に対する規制については、法律に基づく全国的な規制は行われていないものの、地方公共団体による条例が先行している。代表的な路上喫煙禁止条例である東京都千代田区の「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」では、「区内の道路、公園、広場」などを「公共の場所」と捉え（2条7号）、「路上禁煙地区」を指定（21条1項）したうえで、当該地区における、道路上での喫煙行為および道路上（沿道植栽を含む）に吸い殻を捨てる行為を禁止し（21条3項）、路上禁煙地区内で喫煙し、または吸い殻を捨てた者は、2万円以下の過料（当面の間は2000円）に処せられる（24条1項2号）という仕組みになっている。

③筆者による数多くの地方公共団体の担当職員に対するインタビューによると、路上喫煙禁止条例を策定している地方公共団体の現場においては、「実効性をどのように確保するのか」が最大の課題であるという。実効性を確保するという視点に立つ場合、「路上禁煙地区」で喫煙している者に対してどのように対応するのが問題となるが、全国各地の条例を見ると、1)「過料徴収」を明記している条例、2)「指導や勧告」を経て「公表」を明記している条例、3)「指導や勧告」のみを明記している条例、4)「路上喫煙禁止」の「努力義務」を課すのみにとどめている条例、の大きく4つのパターンがあるが、上記2)3)4)のパターンの条例で、はたして実効性を確保することができるのかは大いに疑問が残る。上記1)の条例についても、条例の中では「過料徴収」を明記していたとしても、行政リソース（人員、予算等）の問題などもあって徴収するための「組織」を整備していない地方公共団体も少なくなく、「過料徴収」の規定がほとんど「絵に描いた餅」状態になっている地方公共団体も少なくない。

3. 今後の改善策

①路上は「原則禁煙」の仕組みに！

路上喫煙規制を強化すべきである。「喫煙の自由」といっても「他人の生命や健康を害しない限り」という内在的制約があり、喫煙者と非喫煙者とが共有する場所である「公共の場所」では原則として禁煙とすべきであることを踏まえれば、喫煙者も非喫煙者も利用する路上はいわば「公共の場所」（ちなみに、千代田区の条例では、「区内の道路、公園、広場」などを「公共の場所」と捉えている。2条7号）といえ、かつ、多くの未成年者も利用する場所であることを踏まえれば、路上については「原則禁煙」という仕組みにする必要がある。

②条例における「過料徴収」の明記

実効性を確保するという視点に立つ場合、「路上禁煙地区」で喫煙している者に対してどのように対応するのが問題となるが、条例で「過料徴収」を明記すべきであろう。

③路上喫煙規制の実効性を確保する組織体制の整備

条例の中で「過料徴収」を明記していたとしても、行政リソース（人員、予算等）の問題などもあって徴収するための「組織」を整備していない地方公共団体も少なくない。千代田区のように、人的・物的コストを相当程度負担し得る地方公共団体はきわめて稀であるといえよう。とりわけ、各地方公共団体が、過料を徴収するための組織を整備することは今後の課題としてあげられ、その前提として行政リソース（人員、予算等）を確保することが大きな課題といえよう。

④「法律」に基づく路上喫煙規制

現在のところ、路上喫煙規制については、全

国レベルの「法律」に基づく全国的な規制は行われていない。路上喫煙に対する規制については、地方公共団体による「条例」が先行しているが、別の言い方をすれば、この状況は「路上喫煙に対する規制内容や対応が、地方公共団体ごとに異なっている」ことを意味する。しかし、普通に考えれば、「一般の道路」は「多数の者が利用するもの」であり、しかも、多くの未成年者も利用するものであることを踏まえれば、「一般の道路」は「公共の場所」ととらえるべきであり、また、地域によって異なる「事情」なども存在しないはずである。しかるに、このことは、「条例」ではなく「法律」で対応すべき問題であることを示唆しているように思われる。ただし、規制対象となる地域、行為、項目などを決定する際には、「行政リソース（人員・予算等）」や「実現可能性」についても考慮する必要がある。

V 喫煙者に対する経済的ディスインセンティブ手法の活用

1. 対策（結論）

喫煙者はたばこに伴う種々の社会的費用を発生させているため、喫煙者に対して、非喫煙者よりも経済的に重い負担を負わせることは、社会的公平の原理にかなっている。具体的には、火災保険料、生命保険料、自動車保険料、家賃、ホテルの料金などの経済的手法を導入すべきである。

2. 規制の現状・背景

①社会的公平の原理

喫煙者は、たばこに伴う種々の社会的費用を発生させている。そこで、喫煙者に対して、非喫煙者よりも経済的に重い負担を負わせることは、社会的公平の原理にかなっている。喫煙

者は、「たばこ税を支払っている」と主張するかもしれないが、たばこによる毎年約7兆円もの社会負担や多額の超過医療費を踏まえれば、たばこ税を支払っているからといってそれで済むものではない。

②たばこによるコストの適切な負担

そのため、経済的手法（喫煙者に対する経済的ディスインセンティブ手法、あるいは、非喫煙者に対する経済的インセンティブ手法）を導入することが求められる。喫煙者に対して、非喫煙者よりも経済的に重い負担を負わせることで、たばこによるコストを適切に負担する仕組みが期待できる。

3. 今後の改善策

喫煙者に対して、たばこによるコストを適切に負担させるための経済的手法として、以下、5つの経済的手法が考えられよう。

① 火災保険料

第1に、火災保険料を改善する必要がある。たばこの害の1つとして火災があげられるが、2009年（平成21年）中のたばこによる火災は4,997件で、全火災（5万1,139件）の9.8%を占めている。刑法の解釈の観点からは、喫煙自体を過失とはみない（失火犯）ため、マナーの問題であると考えられてきたが、損害額は巨大である。喫煙行為自体に対して、灰皿のないところでの喫煙禁止はもちろん、欧米のようにポイ捨てを「環境犯罪」（有害物質の不法投棄）として取り締まることや、刑犯罪（痰吐きと同様）として取り締まることも考えられようが、少なくとも、たばこの不始末による失火の損害を、喫煙者に保険料として負担させるという議論はあってよい。あるいは、一般に、非喫煙者のみで構成される家庭では、家族のタバコの不始末による失火は考えられないので、「たばこの不始末が原因の失火は、類焼の場合を除いて保険の免責

事由とする代わりに、火災保険料を割り引くといった火災保険制度を導入すべきであろう。

② 生命保険料

第2に、「生命保険料」も、喫煙者と非喫煙者とは差を設けるべきであろう。日本においても、1998年から、非喫煙者の保険料を割安にする「非喫煙者割引」の保険が発売されるようになってきた。喫煙者と非喫煙者の統計上の死亡率の差から、非喫煙者割引をしたとしても、喫煙者と契約するよりは高い収益を見込むことができ、合理的な保険料を提供することは顧客の利益にもつながるとして導入された。現在、過去1年間（2年間とする生命保険会社もある）タバコを吸っていない場合、通常より安い保険料率を適用している生命保険会社が多い。「がん保険」についても同様に、「非喫煙者割引」があるものが少なくない。

③ 自動車保険料

第3に、「自動車保険料」についても、喫煙者と非喫煙者とは差を設けるべきであろう。米国では、喫煙運転手は非喫煙運転手の倍の率で事故を起こすということで、非喫煙者の自動車保険料を2割引にした自動車保険を発売している会社がある。日本においても、積極的に導入すべきであろう。

④ 「家賃」や「ホテルの料金」

第4に、「家賃」や「ホテルの料金」についても、喫煙者と非喫煙者とは差を設けるべきであろう。まず「家賃」について、非喫煙者は、火災の危険を減らすほかに、特に家具付きアパートの場合、家具やカーペットを汚さず、家主にとっても維持費が安く済むのであるから、非喫煙者の家賃を割り引く制度を導入すべきであろう。「ホテルの料金」についても、「禁煙ルーム」の客は火災を引き起こす可能性が低い

ほか、「禁煙ルーム」は、「喫煙ルーム」よりも清掃費用や内装の家具等の維持費が安くつくはずであり、「禁煙ルーム」の料金を割り引く制度を導入すべきであろう。

⑤ 喫煙席のテーブルチャージ

第5に、「飲食店において、喫煙席には一定のテーブルチャージを課すことが考えられる。すなわち、飲食店において「喫煙席」と「禁煙席」とを分離した場合、喫煙席には強力な換気措置を設置運営しなければならず、灰ガラの清掃費もかかるが、これらにかかる費用は、環境法の一般原則である「原因者負担原則（Polluter Pays-Principle: PPP）」によって、喫煙者が負担すべきであろう。もっとも、筆者は、飲食店は「全面禁煙」とすべきである（例外的に「喫煙室の設置」は認めるとしても、喫煙しながら飲食できるような場所は設けるべきではない）という立場であるので、以上は、いわば飲食店が「全面禁煙」となるまでの暫定措置と考えている。

VI たばこを吸う人の雇用拒否の可能性

1. 対策（結論）

原則として、喫煙の有無による「採用拒否」は違法ではないと考えられる。

2. 背景

①旅館や温泉施設などを運営している星野リゾートグループの採用サイトでは、「あなたはたばこを吸いますか？ 大変申し訳ございませんが、星野リゾートグループでは、喫煙者は採用いたしておりません。それが企業競争力に直結している課題であるからです。」というメッセージを、冒頭で掲げている。

②さらに、星野リゾートグループの採用サイトでは、1) 作業効率（喫煙者は血液中のニコチン含有量の減少により集中力を維持することができなくな

ります。私のホテル業界での経験の中で、スタッフの集中力を維持させるため、勤務時間中に喫煙をさせる対応を行っているケースを何度も見てきました。これはスタッフ本人の能力の問題ではなく、中毒症状という病的な原因によるものであり、結果的に社員の潜在能力を低下させています。)、2) 施設効率 (健康増進法の施行により、企業内の職場では分煙環境が必要になってきております。しかし、リゾート事業においては、少しでもスペースがあるなら顧客へのサービスに当てるべきです。採算性の理由から厨房や作業用のバックスペースも節約している時に、社員の喫煙場所に投資するのは利益を圧迫することになります。)、3) 職場環境 (喫煙習慣のある社員には喫煙のための場所が設置され、より頻繁に休憩が認められるということは、喫煙習慣のない社員から見ると不公平に感じる問題です。「なぜニコチン依存症の社員だけを企業は優遇するのか」とアルコール依存症の社員が主張したら、従業員食堂の横に社員用のバーを設置するのでしょうか。ニコチンが切れて集中できないという状況は、アルコールが切れて手が震えるという状況と差はありません。全員が喫煙習慣のない社員で構成するA社と、全員が喫煙習慣のある社員で構成するB社が競争すると、B社は最初から不利な環境に置かれます。人口が減少に転じ、本格的な淘汰の時代に突入し、企業が厳しい競争環境にさらされている時に、わざわざ最初から不利な環境を受け入れるべきではなく、星野リゾートグループはA社を目指すことで自らを防衛する必要があります。星野リゾートグループは、顧客にご満足いただき、効率的な運営をすることで競争力を身につけようとしている発展途中の組織です。その構成員である社員の皆さんには、私たちの組織がより有利に戦えるようご協力いただきたいと思います。)、として、「作業効率」「施設効率」「職場環境」の3つの要素において競争力を高めることになっている。

③そのうえで、同サイトでは、同社の採用方針として「面接時に、必ず、喫煙の有無を確認させていただいております。あなたが喫煙者で

ある場合には、入社時にたばこを断つことを誓約して頂ければ、問題なく選考に進んでいただくことは可能です。」と示したうえで、「あなたは、たばこを断つ誓約をすることは可能ですか?」という問いがある。ここで、「NO」と選ぶと改めて冒頭のメッセージ画面に戻ることとなる(ちなみに、「YES」を選択すると、「ようこそ!!あなたは星野リゾートグループへの第一歩を踏み出しました」となる)。

④もし、志望する会社が「喫煙者は採用しません」という方針を掲げていた場合、喫煙者は、たばこをやめるか、その会社への就職をあきらめるしかない。このように「喫煙者を採用しない」方針が法的に問題はないのかどうかについて、いろいろと議論になった。

3. たばこを吸う人の雇用拒否の可能性

①喫煙の有無による「採用拒否」は違法ではない。

たしかに、採用の時点で、喫煙者が無条件で不採用とされる以上、「喫煙の自由」を侵害しているとはいえる。あるいは、喫煙者差別による「不法行為」として慰謝料を請求されるといったリスクもゼロではない。しかし、最高裁判決(三菱樹脂事件・昭和48年12月12日)は、使用者には経済活動の自由(憲法22条および29条)が認められていることを根拠に、広く企業に「採用の自由」を認めている。特に、いったん採用すれば解雇が困難であるわが国の雇用システムにおいて、採用の自由は企業の人事権のなかでも特別の自由とされている。つまり、どのような労働者を雇い入れるかは企業の業績を左右する重要な決定であるため、原則として使用者に包括的に委ねられるべきとされているわけである。したがって、原則として、喫煙の有無による「採用拒否」は違法ではないと考えられる。

②使用者の「採用の自由」が制約される場合とは？

採用拒否について不当な目的があった場合や、採用拒否の態様や程度などが社会的に許される限度を超える場合には、例外的に違法となりうる余地はありえる。また、例外的に使用者の「採用の自由」が制限されるのは、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法、労働組合法、職業安定法、雇用対策法などによる立法がなされている場合である。さらに、厚生労働省のウェブサイトでは「公正な採用選考について」として、公正な採用選考を行ううえで禁止される事項とか、配慮すべき事項として様々な項目をあげている。すなわち、本人の適性或能力に関係のない事柄で社会的差別を招く事項や、基本的人権として尊重すべき権利については、「採用の自由」が規制される方向にあるといえる。

しかし、星野リゾートのケースでは、喫煙者を不採用にする目的を明らかにしているが、特に不当な目的だとも思われないうし、採用拒否の態様なども社会的に許される限度を超えているとはいいがたいであろう。また、喫煙の有無の調査を行うことは、厚生労働省のウェブサイト上の「公正な採用選考について」の禁止事項にあがっていない。また、喫煙については「権利」と呼べるか疑問であるし、いずれにしても制限に服しやすい性質のものとされている。以上を踏まえると、星野リゾートのケースにおいて、喫煙の有無の調査を行うことは違法とまでは言えないであろう。また、喫煙者を採用しないという方針をあらかじめ明記したり、公表しておいたりすることも使用者の権限といえよう。

③「喫煙者不採用」の方針を明記・公表する理由

実際に、さまざまな業種において、幾つもの企業が「喫煙者不採用」の方針を明記・公表して

いる。その理由として、①労働者の作業効率、②たばこの臭いが染み付いている労働者は、接客相手や他従業員の気分を害する、③施設の利用率の低下（喫煙スペースの節約）・資産の劣化、④喫煙者労働者の離席による非喫煙労働者の負担増（電話対応その他）、⑤非喫煙者からの喫煙者に対する不公平感、などが挙げられている。

E. 結論

たばこやたばこ問題の特徴を踏まえると、たばこ規制（たばこに対する行政的規制）を強化する必要がある。職場における「全面禁煙」を義務付けるべきであるし、一般のレストランや飲食店においても「全面禁煙」を義務付けるべきである。路上喫煙規制についても、路上は「公共の場所」ととらえて「原則禁煙」の仕組みにすべきである。喫煙者に対する経済的ディスインセンティブ手法として、火災保険料、生命保険料、自動車保険料、家賃、ホテルの料金などの経済的手法を導入すべきである。原則として、喫煙の有無による「採用拒否」は違法ではないと考えられる。

F. 参考文献

(1. たばこ規制の必要性)

- 1) 田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』（日本評論社、2014年）
- 2) 田中謙「パターナリズムに基づくたばこ規制の必要性」関西大学法学論集 62 巻 4=5 号(2013年) 145-180 頁
- 3) 田中謙「『喫煙の自由』を制限するタバコ規制の必要性」禁煙ジャーナル 251 号(2013年) 3-4 頁
- 4) 田中謙「『喫煙の自由』は、『非喫煙者の権利』の内在的制約を顕在化させたものである」関西大学法学論集 63 巻 6 号(2014年) 103-129 頁
- 5) 『[新版] 喫煙と健康—喫煙と健康問題に関

する検討会報告書一』(保健同人社、2002年) 35頁以下

6) 村田陽平『受動喫煙の環境学』(世界思想社、2012年) 179頁以下

7) 渋谷秀樹「パターナリズムと違憲審査」長谷部恭男＝安西文雄＝宍戸常寿＝林知更編『現代立憲主義の諸相 下巻』(有斐閣、2013年) 70頁以下

8) 浦部法穂『憲法学教室 [全訂第2版]』(日本評論社、2006年) 80頁以下

9) 小泉良幸「自己決定とパターナリズム」[岩波講座 憲法 2]『人権論の新展開』(岩波書店、2007年) 175頁以下

10) Joseph Raz, 1986, *The Morality of Freedom*, Oxford University Press, pp.371-373.

11) 渋谷秀樹『憲法 [第2版]』(有斐閣、2013年) 190頁以下

12) Philip J Hilts, 1996, *Smokescreen: The Truth behind the Tobacco Industry Cover-up*, Addison Wesley Reading.

13) 荒井一博『喫煙と禁煙の健康経済学—タバコが明かす人間の本性—』(中央公論新社、2012年) 14頁以下

14) 日本禁煙学会編『禁煙学』(南山堂、2007年) 2頁以下

15) US Public Health Service, 1964, *Smoking and Health, Report of the Advisory Committee to the Surgeon General of the Public Health Service*, DEHW Public Health Service Publ.

16) John F. Tomer, 2001, "Addictions are not rational: a socio-economic model of addictive behavior," *Journal of Socio-Economics*, vol. 30, pp.243-261.

17) 医療経済研究機構『たばこ税増税の効果・影響等に関する調査研究報告書』(2002年) 252-254頁

18) 阿部泰隆「喫煙権☆嫌煙権☆タバコの規制(上)」ジュリスト 724号 (1980年) 47頁以下

19) 阿部泰隆「喫煙権☆嫌煙権☆タバコの規制(下)」ジュリスト 725号 (1980年) 109頁以下

20) 古城誠「パターナリズムと政府規制」法学教室 101号 (1989年) 61頁以下

21) 伊佐山芳郎『現代たばこ戦争』(岩波書店、1999年) 12頁以下

22) ASH (Action on Smoking and Health). 1998. *Tobacco Explained*. (http://www.ash.org.uk/files/documents/ASH_599.pdf)

23) ASH (Action on Smoking and Health)著 (切明義孝＝津田敏秀訳)『悪魔のマーケティング—たばこ産業が語った真実—』(日経 BP社、2005年)

24) 西内啓『統計学が最強の学問である』(ダイヤモンド社、2013年) 144頁以下

(2. 職場における「全面禁煙」義務付け)

1) 田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』(日本評論社、2014年) 236頁以下

2) 田中謙「たばこ規制をめぐる法システムの問題点に関する研究」厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)『たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究』(平成25年度 総括分担研究報告書) 59-84頁、2014年3月

3) 田中謙「タバコ規制をめぐる今後の法制的課題に関する研究」厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)『たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究』(平成26年度 総括分担研究報告書) 74-94頁、2015年3月

4) 村田陽平『受動喫煙の環境学』(世界思想社、2012年) 41頁以下

5) 小畑史子「職場における快適な労働環境確保について」日本労働研究雑誌 558号 (2007年) 32頁以下

6) 三柴文典「職場の受動喫煙対策に関する法的検討—8か国の法制度調査を踏まえて—」季刊労働法 221号 (2008年) 136頁以下

7) 穂積忠夫「職場における喫煙の規制」ジュリスト 787号 (1983年) 43頁以下

8) Fumiko Obata, 2005, "Japan", Roger Blanpain eds., *Smoking and the Workplace*, *Kluwer Law International*, pp.127-140.

9) Barbara Kate Repa, *Your Rights in the Workplace*, NOLO, 2010.

10) 西田英一「喫煙をめぐる職場秩序の動態－労働省ガイドラインは何を導くのか－」棚瀬孝雄編『たばこ訴訟の法社会学』（世界思想社、2000年）112頁以下

11) 丸田隆「喫煙をめぐる企業の責任と個人の責任（1）」法学セミナー551号（2000年）69頁以下

（3. 飲食店における「全面禁煙」の義務付け）

1) 田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』（日本評論社、2014年）236頁以下

2) 田中謙「たばこ規制をめぐる法システムの問題点に関する研究」厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）『たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究』（平成25年度 総括分担研究報告書）59-84頁、2014年3月

3) 田中謙「タバコ規制をめぐる今後の法制的課題に関する研究」厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）『たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究』（平成26年度 総括分担研究報告書）74-94頁、2015年3月

4) 村田陽平『受動喫煙の環境学』（世界思想社、2012年）41頁以下

5) Urteil des Ersten Senats des BVerfG vom 30.7.2008.

6) 松沢成文『受動喫煙防止条例－日本初、神奈川県発の挑戦』（東信堂、2009年）

7) 加藤康介「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の背景と概要」ジュリスト 1386号（2009年）2頁以下

（4. 「法律」に基づく路上喫煙規制）

1) 田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』（日本評論社、2014年）255頁以下

2) 田中謙「たばこ規制をめぐる法システムの問題点に関する研究」厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）『たばこ規制枠組み条約を踏まえたた

ばこ対策に係る総合的研究』（平成25年度 総括分担研究報告書）59-84頁、2014年3月

3) 田中謙「タバコ規制をめぐる今後の法制的課題に関する研究」厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）『たばこ規制枠組み条約を踏まえたたばこ対策に係る総合的研究』（平成26年度 総括分担研究報告書）74-94頁、2015年3月

4) 千代田区生活環境課『路上喫煙に No! ルールはマナーを呼ぶかー』（ぎょうせい、2003年）

5) 田村泰俊「千代田区路上喫煙禁止条例と過料－政策法務からの分析－」明治学院大学法科大学院ローレビュー1巻1号（2004年）19頁以下

6) 北村喜宣『行政法の実効性確保』（有斐閣、2008年）30頁以下

7) 北村喜宣『自治体環境行政法 [第5版]』（第一法規、2009年）275頁以下

8) 北村喜宣『自治力の情熱』（信山社、2004年）88頁以下

9) 深町晋也「路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例と刑罰論－刑事立法学序説－」立教法学 79号（2010年）74頁以下

10) 阿部泰隆『政策法学講座』（第一法規、2003年）110頁以下

（5. 喫煙者に対する経済的ディスインセンティブ手法の活用）

1) 田中謙『タバコ規制をめぐる法と政策』（日本評論社、2014年）255頁以下

2) 中原茂樹「誘導手法としての租税・賦課金・補助金」芝池義一＝小早川光郎＝宇賀克也編『行政法の争点 [第3版]』（有斐閣、2004年）202頁以下

3) 中原茂樹「誘導手法と行政法体系」小早川光郎＝宇賀克也編『行政法の発展と変革（上）－塩野宏先生古稀記念－』（有斐閣、2001年）553頁以下

4) 阿部泰隆『行政の法システム [新版]』（有斐閣、1997年）278頁以下

5) 北村喜宣『環境法』（弘文堂、2011年）56頁以下、149頁以下

6) 大塚直『環境法 [第 3 版]』(有斐閣、2010 年)
65 頁以下、81 頁以下、90 頁以下

7) 河合幹雄「たばこと子供の社会統制」棚瀬孝雄
編『たばこ訴訟の法社会学』(世界思想社、2000
年) 212 頁以下

8) 阿部泰隆「喫煙権☆嫌煙権☆タバコの規制(下)」
ジュリスト 725 号 (1980 年) 115 頁

(6. たばこを吸う人の雇用拒否の可能性)

1) 岡本光樹「喫煙対策の法律 Q&A Q6 非喫
煙者だけを採用することは可能でしょうか？」
(<http://sugu-kinen.jp/office-kinen/question/#Q06>) (2016 年 2 月 3 日閲覧)

2) 山田長正『「喫煙者は採用しない」という会
社の『方針』 法的に問題ないのか?』
(https://www.bengo4.com/roudou/1100/n_503/) (2016 年 2 月 3 日閲覧)

3) リクルートサイト・星野リゾートウェブサイト
(<http://recruit.hoshinoresort.com/tobacco/>)
(2016 年 2 月 3 日閲覧)

4) 厚生労働省「公正な採用選考について」
(<http://www2.mhlw.go.jp/topics/topics/saiyo/saiyo1.htm>) (2016 年 2 月 3 日閲覧)

5) 芦部信喜著(高橋和之補訂)『憲法[第 5 版]』
(岩波書店、2011 年) 112 頁以下、216 頁以下

6) 浦部法穂『憲法学教室 [全訂第 2 版]』(日本
評論社、2006 年) 129 頁以下

7) 渋谷秀樹『憲法 [第 2 版]』(有斐閣、2013
年) 133 頁以下

8) 小山剛「三菱樹脂事件」長谷部恭男＝石川健
治＝宍戸常寿編『憲法判例百選 [第 6 版]』(有
斐閣、2013 年) 24 頁以下

H. 研究発表

1. 論文発表

田中謙「タバコ規制と法制度」、公衆衛生 79
巻 10 号 (2015 年 10 月) 670-674 頁

Ken TANAKA, “The Limitations of the
Freedom to Smoke and the Rights of Non-
Smokers,” *Kansai University Review of Law
and Politics*, No.37, 2016.03, pp.49-67.

Ken TANAKA, “The Necessity of Tobacco
Regulation,” *Kansai University Review of
Law and Politics*, No.37, 2016.03, pp.69-80.

田中謙「電子タバコ規制・無煙タバコ規制を
めぐる今後の法制的課題」、関西大学法学論集
66 巻 1 号 (2016 年 5 月公表予定)

2. 学会発表

田中謙「タバコ規制をめぐる今後の法制的課
題」、2015 年 11 月 22 日、関西行政法研究会、
於) 大阪学院大学

I. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む)

1. 特許取得

該当なし。

2. 実用新案登録

該当なし。

3. その他

該当なし。

(該当なし)

II. 研究分担者の報告書

タバコの社会的負担の推計に関する考察

研究分担者 高橋謙造 (帝京大学大学院公衆衛生学研究科)

研究要旨

【はじめに】 タバコの社会的負担に関しては、禁煙政策を推し進めるに当たって重要な根拠である。これまで公表されている 3 回の推定値の値はそれぞれ 3.96 兆円、7.15 兆円、4.13 兆円と大きく異なっているため、推計の信頼性を損なう原因の一つとなっている。3つの推計に関して、喫煙率を想定した時期と、労働力損失の単価の定義の違いに着目し、この 2 点について調整をした上での推計の違いを検討する。

【方 法】 3 つの推計を比較のため、喫煙率の時期の違いを 1990 年喫煙人口 4574 万人に統一し、労働力損失における単価を 1 QALY 当たりの支払い意思額である 600 万円にそろえて再計算を行った。さらに、これらの推計値が依拠している 25 年前の喫煙率と比べて、大きく低下している 2014 年の喫煙人口は 2516 万人(1990 年から 46% 低下)に基づいて現在の社会的負担を推計した。

【結 果】 喫煙人口と労働力単価を調整した結果、7.34,7.35,7.33 兆円となりほぼ完全に一致した。また、2014 年の喫煙人口に基づいて、現在の喫煙者が今後与える社会的な負担は、1990 年の喫煙人口で推計された 7.33~7.35 兆円から 46%低下した 4.10~4.12 兆円と推定された。

【考 察】 3つの推計は検討した時期の違いと、労働力単価の違いによるものであり、本質的な違いはないことが明らかになった。したがって、3つの推計値が見かけ上大きく異なることは、その信頼性を損なうものではないと考えられた。本研究でのタバコによる社会的負担の推計値は、タバコによる税収(約 2.5 兆円)を上回っていた。